

令和6年10月10日

第7回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和6年度第7回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年10月10日(木) 午後1時30分～午後1時50分

2. 場 所 玉東町役場 3階 会議室

3. 出席委員(9名)

会 長

会長職務代理者 7番 鬼塚忠正

委 員 2番 永田麻衣 3番 坂口政文 4番 徳山道也

5番 清田伸一 6番 上田佳子 8番 清田 勇

9番 前川政樹 10番 小山省三

推進委員

4. 欠席委員(1名) 1番 山野信也

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第3号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩川康幸

局長補佐 奥村佳織

事務局

ただ今から、令和6年度玉東町農業委員会第7回総会を開会いたします。
はじめに、鬼塚会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者

《挨拶》

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は
~~全員出席のため~~（9名で過半数を満たしておりますので）、総会が成立し
ていますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定に基づき、会長職務代理者が議長になり議事
の進行を行うこととなっております。それでは、会長職務代理者よろしく
お願い致します。

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は8番清田勇委員と9番前川委員を指名します。ま
た、書記に事務局の奥村補佐を指名します。

よろしく申し上げます。

議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請
について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。

＝1頁、議案第1号について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在55歳で水稻とイチゴの栽培をされており、今回、規模
拡大のため相手方の農地を買い受けるために申請されるものです。

申請地につきましては、3ページをご覧ください。UDトラックス玉名
カスタマーセンターの北側になります。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域と
の調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

坂口委員

3番 坂口委員

すでにこの農地にはイチゴの苗を作るためにハウスを設置されています。特に問題はないと思います。

議長

ありがとうございました。本日は、推進委員さんはお休みされておりますので、皆様からの質疑はありませんか。

4番 徳山委員

ここは売買ですか。

事務局

売買になります。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号は、承認されました。

続きまして、日程第3、議案第2号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

4ページです。(朗読)

5ページです。議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和6年9月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

6 ページをご覧ください。(総括表の説明)

7 ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち、期間満了による再設定の利用権設定の賃借権が9件、使用貸借権が1件です。面積は、樹園地が2筆で11,346㎡、田が23筆で16,037㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長

無いようですので、議案第2号、農用地利用集積計画の決定については(案)のとおり決定いたします。

議長

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

能登半島の寄付金控除について

議長

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第7回総会を閉会いたします。

閉会 午後1時50分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年10月10日

玉東町農業委員会会長職務代理者 ⑩

8番委員 ⑩

9番委員 ⑩